

## 函館市地域包括支援センター社協の移転について

### 1 移転理由

建物の老朽化のため。

### 2 移転先

現住所：函館市浜町538番地2（函館市社会福祉協議会戸井支所内）

移転先：函館市館町3番地1（函館市戸井支所2階）

### 3 移転予定日

平成31年（2019年）4月1日（月）

### 4 移転による影響

- ・移転先は函館市戸井支所であるため、地域住民にとって馴染みがあり、庁舎前にはバス停も設置されていることから、利用者の利便性は高まると考えられる。
- ・事務所が2階になるが、庁舎玄関へ専用のインターフォンを設置するほか、相談室を1階に設置するため、利用者への影響は少ないと考えられる。
- ・電話番号の変更はないため、電話相談への支障はない。
- ・移転内容の周知については、市広報紙への掲載や運営法人が発行する広報紙の全戸配布（圏域内のみ）による地域住民への周知のほか、関係機関への周知文送付により、積極的に行う。



写

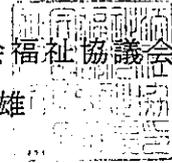


平成31年2月20日

函館市長 様

函館市若松町33番6号

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会  
会長 奥野 秀雄



### 函館市地域包括支援センター社協の移転について

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より函館市地域包括支援センター社協の運営についてご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターは平成18年度より浜町538番地2の市有財産である、もと函館市老人介護支援センター戸井を借り受け事業運営をしておりましたが、建物の老朽化が著しく修繕も困難な状況となり、次年度以降の借り受けができないこととなったため、函館市戸井支所との協議において、平成31年4月1日より新たに函館市戸井支所庁舎の一部スペースを借り受け、移転する運びとなります。

函館市戸井支所庁舎は現在の当センター所在地から約1キロ強離れた国道沿いに立地しているため、戸井支所管内をはじめ旧市内に向かう恵山支所や楸法華支所管内の住民も立ち寄りやすく、庁舎前にはバス停も設置されているなど、地域包括支援センターを利用する方にとってより利便性が高くなるものと思われれます。

また、同支所庁舎の当センター事務所移転先は2階となりますが、来所される方の利便性を考慮し、庁舎1階に相談室を設置するとともに、庁舎玄関に専用インターホンを設けることで2階まで来ることなく、相談を受け付けることができる環境を整備いたします。

なお、事務所の移転に伴い所在地が変更となることについての周知は、市からの承諾を得た後、早急に担当圏域内全戸に移転案内を配布することで、確実な周知をいたします。また、関係機関については郵送にて周知を図ることとしております。

以上ご報告するとともに、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白



# 函館市戸井支所庁舎 平面図

